

令和8年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和8年3月10日（火） 午前11時25分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第10号 令和8年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）

1 番	渡 辺	昌 君	2 番	長谷川	孝 君
3 番	川 村	敏 晴 君	4 番	大 滝	国 吉 君
5 番	山 田	勉 君	6 番	上 村	正 朗 君
7 番	鈴 木	一 之 君			
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員（1名）
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同 課 国 保 室 副 参 事	渡 邊 智 雄 君
同 課 健 康 医 療 政 策 室 長	船 山 幸 文 君
同 課 健 康 医 療 政 策 室 係 長	大 滝 磨 子 君
同 課 健 康 サ ポ ー ト 室 長	中 川 紀 子 君
同 課 健 康 サ ポ ー ト 室 主 幹	東 海 林 清 美 君
同 課 健 康 サ ポ ー ト 室 主 幹	田 嶋 真 理 子 君
介 護 高 齢 課 長	土 田 孝 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 長	川 村 勇 治 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 副 参 事	大 矢 か お り 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	田 中 加 代 子 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 副 参 事	志 田 亜 紀 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 副 参 事	八 幡 英 俊 君
同 課 介 護 保 険 室 長	瀬 賀 由 香 君
同 課 介 護 保 険 室 係 長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	佐 藤 一 幸 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	堀 内 さ ゆ り 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	斎 藤 悠 輔 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	菅 井 洋 子 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	田 巻 桂 君
同 課 総 合 相 談 室 長	石 嶋 聡 君

こども課長	高橋 朗 君
同課子育て政策室長	長谷部 淳 君
同課子育て政策室副参事	渡 辺 悟 君
同課子育て支援室長	小 野 由 香 君
同課子育て支援室主幹	菅 原 弥 生 君
同課子育て支援室副参事	菅 井 学 君
同課子育て支援室副参事	志 田 真 弓 君
同課子育て支援室係長	高 橋 洋 樹 君
山北支所長	大 滝 きくみ 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	山 田 ひろみ

(午前11時25分)

分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第55号及び議第10号のうち保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課分について審査した後、議第55号及び議第10号のうち市民厚生分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 土田 孝君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 高橋 朗君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説 明)

介護高齢課長 それでは、説明をさせていただきます。15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、説明欄1、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円ではありますが、グループホーム上海府の外壁改修、給湯器改修工事に対する国庫補助金であります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

保健医療課長 では、3款1項1目、説明欄1につきましては、出産育児一時金の見込額による減額となります。3目の説明欄1につきましては、連合の負担金ですけれども、こちらは額の確定による減額となります。

介護高齢課長 説明欄2、地域介護・福祉空間整備等事業経費の地域介護・福祉空間整備等施設整

備補助金773万円でございますが、歳入でも御説明いたしましたとおり、グループホーム上海府の外壁改修、給湯器改修工事に対する補助金であります。なお、後ほど御提案させていただきますが、次年度工事になりますため、予算繰越しとなります。続きまして、説明欄3、介護保険特別会計繰出金3万9,000円の減でございますが、端数調整によるものであります。4目社会福祉施設費、説明欄1、老人介護施設経費の指定管理料1,588万5,000円でございますが、市社会福祉協議会が指定管理をしている5つのデイサービスセンターの利用料収入が不可抗力により大幅に減収したことから、指定管理料を増額するものであります。以上です。

こども課長 2項3目児童措置費及び5目児童福祉施設費は、財源更正のみでございます。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説明)

介護高齢課長 では、4ページを御覧いただきたいと思います。第2表、繰越明許費の1行目、3款民生費、1項社会福祉費、地域介護・福祉空間整備事業経費773万円でございますが、グループホーム上海府の外壁改修、給湯器改修工事の改修工事に対する補助金でございますが、財源となります国庫補助金の交付決定が3月であるため、繰越しをさせていただきますものであります。以上です。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

上村 正朗 歳出17ページの老人介護施設経費の指定管理料、社協の指定管理料の補正ということで、大変ありがとうございました。指定管理の仕方としては、社協一括なのか、それとも何か議論の経過の中で、いや、個々の施設ごとにしたらいいのではないかといろいろな議論あったと思いますけれども、これは社協に対する一括ということでしょうか。

介護高齢課長 今回の指定管理料につきましては、先ほど説明で申しましたとおり、社協に指定管理をしていただいております5つのデイサービスセンターの収入が不可抗力により大幅に減少したことに伴う市からの指定管理料ということで、形で言うところ一括という形で申し上げればよろしいのかなと思います。

上村 正朗 分かりました。あと、地域介護・福祉空間整備事業経費、グループホーム上海府の、それはもちろん、なるほどと思うのですが、毎々、今頃来るこれはあれでしたっけ。今頃来たなら、もう繰越しに、恐らく国のほうの責任なので、市がどうこうということではないですけれども、大体こんなタイミングでしたっけ、いつも。

介護高齢課長 こちらが初回のものでなくて、恐らく国のほうで予算の関係で第2次募集ございまして、そちらのほうに手を挙げさせていただいたので、今の時期になってしまったということでございます。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否態度の発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第55号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第4 議第10号 令和8年度村上市一般会計予算のうち保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 土田 孝君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 高橋 朗君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説明)

介護高齢課長 それでは、御説明させていただきます。13款分担金及び負担金、2項負担金、説明欄1、老人ホーム入所者負担金1,031万2,000円でございますが、こちらはやまゆり荘、胎内やすらぎの家の入所者に係る個人負担金であります。説明欄2、老人ホーム入所措置費負担金1,107万3,000円でございますが、こちらは関川村からのやまゆり荘への入所者に係る措置費であります。説明欄3から説明欄6につきましては、例年どおりでございますので、省略させていただきます。説明欄7、やむを得ない事由による措置者負担金91万2,000円につきましては、老人福祉法によるやむを得ない事由により、養護老人ホーム等へ入所した方の利用者負担であります。

福祉 課長 説明欄8、9につきましては、関川村、栗島浦村との共同設置に係る負担金でございます。

こども課長 2節児童福祉費負担金であります。説明欄1、保育園入園者負担金につきましては、定額減税の終了による園児1人当たりの保育料の増額により、令和7年度当初から358万2,000円を増額し、6,291万1,000円を見込みました。説明欄2から4につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄5、学童保育所利用料につきましては、令和7年度実績見込みにより54万9,000円の減額をし、2,317万9,000円を見込みました。説明欄6から9につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄10、乳児等通園支援事業利用料につきましては、乳児等通園支援事業利用者の負担金として1時間当たり300円とし、18万7,000円を見込みました。

保健医療課長 3目衛生費負担金、説明欄2から6は例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄7は、初期救急平日夜間診療事業負担金は、平日夜間の急患診療業務が村上総合病院に移行集約に伴う関川村からの負担金となります。

こども課長 説明欄8は、例年どおりですので、説明は省略いたします。

第14款 使用料及び手数料

(説 明)

- 介護高齢課長 続きまして、25ページ、26ページを御覧いただきたいと思います。14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料の説明欄1、行政財産使用料5万5,000円につきましては、介護高齢課所管の施設に設置されている電柱等に係る使用料であります。
- こども課長 その下、2節児童福祉使用料、説明欄1及び説明欄2につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。
- 保健医療課長 3目衛生使用料、説明欄3、休日急患診療所使用料は、休日のみの運営となることから減額となります。説明欄4は、例年どおりのため、省略させていただきます。
- こども課長 27、28ページをお開きください。2項2目民生手数料の1節社会福祉手数料につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。

第15款 国庫支出金

(説 明)

- 保健医療課長 続きまして、29、30ページとなります。15款1項1目民生費国庫負担金、説明欄1から3は例年どおりのため、省略させていただきます。
- 介護高齢課長 説明欄4、低所得者保険料軽減負担金2,777万円につきましては、介護保険料の第1段階から第3段階に該当する方の保険料軽減分で、国負担分2分の1であります。対象者は、5,992名であります。
- 福祉 課長 説明欄5、特別障害者手当等給付費負担金につきましては、国庫負担金で、負担率4分の3となります。続きまして、説明欄6、障害者自立支援給付費負担金8億823万8,000円につきましては、障害福祉サービス、補装具給付費等に係る国庫負担金となります。負担率は2分の1となります。続きまして、説明欄7、障害者医療費負担金3,641万6,000円につきましては、育成医療、更生医療、療養介護医療費に係る国庫負担で、負担率は2分の1となります。説明欄8、障害児通所サービス費負担金につきましては、放課後等デイサービス事業費等に係る国庫負担金で、同じく負担率2分の1となります。続きまして、説明欄9、生活困窮者自立支援事業費等負担金につきましても、生活困窮者に対する国庫負担金4分の3であります。
- こども課長 その下、2節児童福祉費負担金、説明欄1から説明欄5までは、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄6、乳児等のための支援給付交付金につきましては、乳児等通園支援事業に係る国の交付金で、183万6,000円を計上しております。
- 福祉 課長 続きまして、15款1項1目第3節生活保護費負担金、説明欄1、生活保護費等負担金につきましては、国庫負担金になりますが、世帯数の減少に伴い、減額計上いたしました。負担率は4分の3となります。
- 保健医療課長 2目衛生費国庫負担金、説明欄1、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は、10分の10の補助率となっております。対象者は3名です。
- こども課長 説明欄2は、例年どおりですので、説明は省略いたします。
- 介護高齢課長 では、31ページ、32ページを御覧いただきたいと思います。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、説明欄1、重層的支援体制整備事業交付金4,221万4,000円につきましては、重層的支援体制整備に係る運営費、人件費に対する交付金であります。
- 福祉 課長 説明欄2、地域生活支援事業費等補助金1,381万4,000円につきましては、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス等、地域生活支援事業に係る国庫補助金を計上いたしました。続きまして、説明欄3、生活困窮者就労準備支援事業費等

補助金につきましては、ひきこもり支援分等を含んだ形での補助金となっております。補助率は2分の1となっております。続きまして、説明欄4、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、同じく重層的支援体制整備事業の福祉課計上分の補助金となります。

こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄1の母子家庭等自立支援給付金事業費補助金につきましては、前年比194万3,000円減の167万を計上いたしました。説明欄2から4につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄5、就学前教育・保育施設整備交付金は、村上市統合保育園の整備に対する令和8年度分の国の交付金になります。

保健医療課長 15款2項3目、説明欄2から6は、例年同様のため、省略させていただきます。
福祉課長 続きまして、33、34ページを御覧ください。15款3項2目第2節児童福祉費委託金のうち、説明欄1、特別児童扶養手当事務取扱等交付金につきましては、特別児童扶養手当に係る交付金で、対象者105人で計上しております。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 16款1項1目、説明欄1から4は、例年同様のため、省略させていただきます。
介護高齢課長 説明欄5、低所得者保険料軽減負担金1,388万8,000円につきましては、民生費国庫負担金で御説明いたしました低所得者保険料軽減負担金の県負担分4分の1であります。

福祉課長 説明欄6、民生委員推薦会負担金につきましては、前々年度と同様で、推薦会を2回で計上いたしました。続きまして、説明欄7、行旅死亡人取扱費交付金につきましては、前年同様ですが、4人分を計上しております。続きまして、説明欄8、障害者自立支援給付費負担金につきましては、すみません、併せて説明欄9、説明欄10につきましては、国庫負担金と同様であります、県の負担分4分の1となります。

こども課長 その下、2節児童福祉費負担金の説明欄1の児童手当負担金につきましては、前年比201万8,000円減の8,056万2,000円を計上いたしました。説明欄2から4につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄5、乳児等のための支援給付交付金につきましては、乳児等通園支援事業に係る県の交付金で、30万6,000円を計上いたしました。負担率は8分の1となります。

福祉課長 第3節生活保護費等負担金につきましては、生活保護費の負担金のうち、居住地等が明らかでない等の理由の要保護者に係る県費負担分となります。

こども課長 2目1節保健衛生費負担金、説明欄1は、例年どおりですので、説明は省略いたします。

福祉課長 続きまして、35、36ページ、16款2項県補助金、1目第1節総務管理費補助金につきましては、説明欄8、消費者行政推進事業等補助金につきましては、消費者行政費に係る県補助金で、補助率は2分の1となります。

保健医療課長 16款2項2目、説明欄1につきましては、例年どおりのため、省略します。

介護高齢課長 説明欄2から説明欄7につきましては、説明を省略させていただきます。

福祉課長 説明欄8につきましては、重度心身障害者の医療費助成事業補助金となりますが、こちら県補助率2分の1となります。続きまして、説明欄9、こちらにつきましては地域生活支援事業費等補助金になりますが、国庫負担と同様になりますが、負担率4分の1となります。説明欄10、障害者向け住宅整備費補助金につきましては、

前年度実績において申請者の減がありましたので、減額となっております。説明欄 11、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成補助金につきましては、前年同様となっております。続きまして、説明欄12、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、県負担分となります。

こども課長 その下、2節児童福祉費補助金、説明欄 1 から 5 につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄 6、放課後児童クラブ等支援交付金386万4,000円につきましては、学童保育所の事業について事業拡充を行った際に交付される交付金で、令和7年度の予算に補正予算を要求いたしまして、学童に通う児童に対して、オンラインイベントを実施しており、今年度、令和8年度も引き続き事業を実施するための支援金の交付を受けるものであります。

保健医療課長 16款2項3目、説明欄 1 から 6 は、例年同様となっております。説明欄 7 につきましては、妊産婦が妊産婦健診で医療機関を受診したときの最寄りの医療機関までの交通費の補助金となっております。

こども課長 その下、説明欄 8 につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄 9、妊産婦支援事業補助金につきましては、陣痛時の子育て応援タクシー利用補助金に係る経費の県補助金として8万5,000円を計上いたしました。補助率は県2分の1でございます。

福祉 課長 続きまして、37、38ページをお開きください。16款3項2目第1節社会福祉費委託金、説明欄 2、戦没者遺族等援護事務交付金につきましては、例年同様となります。

第19款 繰入金

(説明)

保健医療課長 続きまして、41、42ページを御覧ください。19款1項1目、説明欄 2 から 3 につきましては、項目計上となっております。

介護高齢課長 説明欄 4、介護保険特別会計繰入金2,526万8,000円につきましては、一般会計において支出する重層的支援体制整備事業分に当たります。

第21款 諸収入

(説明)

福祉 課長 43、44ページをお開きください。21款4項1目第1節民生費貸付金元利収入でございますが、説明欄 1、災害援護資金貸付金収入、令和4年8月3日から大雨により被災した世帯に対しまして生活の立て直しのための資金を貸し付けていますが、今年度7名分の償還分を計上いたしました。

保健医療課長 21款5項の1目と2目につきましては、各健診や事業に対する受託収入となっております。

介護高齢課長 続きまして、45ページ、46ページを御覧いただきたいと思います。21款諸収入、6項雑入、2節民生雑入、説明欄 1、介護給付費等収入2,698万6,000円につきましては、要支援者の介護予防プランの作成に係る収入であります。

福祉 課長 説明欄 2 から 4 につきましては、項目計上となります。

こども課長 説明欄 5 から 7 につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄 8、保育園主食費につきましては、広域入所分のみとし、年間1万2,000円を見込みました。説明欄 9 から10につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。説明欄11、保育園副食費については、副食費無償化により減となり、広

域入所分等のみとし、年間5万4,000円を見込みました。説明欄12につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。

保健医療課長 3節衛生雑入です。説明欄7と8につきましては、例年同様のため、省略させていただきます。

こども課長 説明欄9は、項目計上のみとなっております。

分科会長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。
（午前11時50分）

分科会長（鈴木一之君）再開を宣する。
（午後 1時00分）

歳入

第13款 分担金及び負担金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第14款 使用料及び手数料

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第15款 国庫支出金

（質 疑）

上村 正朗 それでは、32ページの民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金でお聞かせください。重層的支援体制整備事業交付金が介護高齢課、福祉課、こども課、保健医療課に歳入がありますけれども、その歳入が当たっている事業について、何の事業に当たっているのか、ちょっとそれぞれお聞かせください。

介護高齢課長 介護高齢課の所管の部分といたしましては、まず地域介護予防活動支援事業分といたしまして3万4,000円、あと地域包括支援センター運営事業の経費分といたしまして16万2,000円、あと地域包括支援センター運営事業経費分、こちら人件費でございますが、2,653万3,000円、あと生活支援体制整備事業分といたしまして146万2,000円、同じく生活支援体制整備事業分の人件費といたしまして1,402万3,000円が計上させていただいております。

福祉 課長 ちょっと金額は別としまして、項目のほうだけ先に申し上げさせていただきます。障害生活困窮総合相談のうち、包括的相談支援事業として障害者相談支援、それと生活困窮者の自立支援事業、あとは地域づくり事業としまして、地域活動センター機能強化事業、それと多機関共同参加支援事業としまして、総合相談の関係事業に充当されております。

こども課長 こども課も項目だけになりますが、こども家庭センターと子育て支援センターの運営経費に充当されております。

健康医療政策室長 保健医療課分としまして、保健師の正職の人件費でありますとか、あと公用車のリース料、燃料費、また会計年度任用職員であります助産師の人件費、また消耗品、特定計量器の定期検査手数料、また小児科、産婦人科のオンライン相談事業と

郵便料に充当しております。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

福祉 課長 それでは、71、72ページを御覧ください。2款1項10目消費者行政費、説明欄1、消費者行政経費703万8,000円につきましては、相談員に係る人件費、研修経費のほか、無料法律相談等の委託料となります。内容等につきましては、前年とほぼ変わりません。

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 続いて、3款よろしいでしょうか。それでは、89、90ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1、社会福祉費一般経費になります。今年度策定を予定しております地域福祉計画に係るアンケート経費の減、並びに地域福祉計画の審議会の経費、その他遺族会の補助金、保護司会補助金を計上しております。続きまして、説明欄2、民生委員児童委員経費につきまして、こちらは活動報償と、ほか関係経費と例年同様となっております。説明欄3、行旅病人等支援経費につきましては、行旅死亡人の火葬経費4人分並びに移送費の切符代を計上しております。続きまして、説明欄4、生活困窮者自立支援事業経費につきましては、就職、住居、家計管理など生活全般にわたって困り事の相談窓口として社会福祉協議会並びにワーカーズコープさんに委託している事業費の経費となります。続きまして、説明欄5、福祉総合相談事業経費になります。こちらは、相談窓口としまして開設しております福祉課の総合相談に係る経費となっております。

介護高齢課長 説明欄6、介護職員人材確保推進事業経費につきましては、高校生向け介護職場の魅力発見ツアーの実施経費並びに新卒もしくは市外からの介護職員の就労支援、あと事業所の研修費用助成に当たるものでございます。備考欄7、市民後見推進事業経費につきましては、市民後見制度利用促進のための検討会の委員報酬と、市民後見人養成講座を村上市社会福祉協議会へ事業委託して実施するものでございます。

福祉 課長 続きまして、91、92ページを御覧ください。説明欄8、社会福祉協議会助成経費につきましては、前年と同額となっております。説明欄9、障害福祉一般経費、会計

年度任用職員の報酬、福祉タクシー利用費助成等々の経費を計上しておりまして、この項目の一番下段になりますが、新規事業としまして育成医療受給者交通費助成金36万を計上してございます。続きまして、説明欄10、地域生活支援経費につきましては、移動支援事業委託料や日中一時の支援事業委託料、訪問入浴サービス事業委託料等について、令和7年度の実績見込みで計上してあります。あと、説明欄10のうち、障害者向けエアコン設置費補助金につきましては、昨年と同額とはなっておりますが、今回は対象範囲を広げまして、精神障害の1級の非課税世帯を新たに盛り込んでございます。続きまして、説明欄11、基幹相談支援センター経費につきましては、委託料の増となります。続きまして、93、94ページを御覧ください。説明欄12、特別障害者手当経費につきましては、受給者の減に伴い減額となっておりますが、内容等については前年と同様となります。説明欄13、障害者自立支援経費、こちら1億5,387万8,000円の増となっております。障害福祉サービス費につきましては、令和6年度から7年度にかけて就労系の新規事業が3か所開設されました。また、令和6年度の報酬改定の影響により、職員の処遇改善加算等が見直されたことに伴い、給付費の増加というふうになっております。障害児通所支援サービス費につきましては、保護者の早期相談、早期サービス利用開始を求める傾向から、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者が増加傾向となっております。続きまして、説明欄14、障害者給付費等審査会経費は例年同様、説明欄15、発達障害者支援事業経費についても前年と同様となっております。説明欄16、運営費負担金につきまして、こちら1,355万9,000円の減となっておりますが、下越福祉行政組合の運営する中井さくら園とひまわり荘の負担金となります。平成17年度に建設事業が行われましたあやめ寮、ひめさゆりの償還終了に伴う減が大きな減要素となっております。説明欄17、地域活動支援センター経費、こちら前年54万7,000円の減となっておりますが、ぬくもり工房を前年、ゆり花会館に移動したことに伴う諸経費の減となっております。なお、ぬくもり工房の委託料につきましては、地域生活支援経費で計上してございます。続きまして、説明欄18、重度心身障害者医療費助成経費につきまして、270万ほど減額となっておりますが、対象者並びに受診件数の減少により、前年度より減額となっております。続きまして、説明欄19、障害者福祉団体経費につきましては、手をつなぐ育成会、身体障害者団体連合会補助金を前年と同様に計上してあります。

保健医療課長 続きまして、95、96ページとなります。説明欄21、国民健康保険特別会計繰出金は、例年同様となっております。

福祉 課長 説明欄22、社会福祉総務費職員人件費につきましては、職員18人分の人件費となります。

介護高齢課長 2目社会福祉施設費、説明欄1、ゆり花会館運営経費5,782万7,000円のうち、建築確認申請手数料7万円、測量設計等委託料220万円、工事請負費のうち2,000万円につきましては、合宿等で市内を訪れる団体がゆり花会館の和室に宿泊できるよう、簡易宿泊施設の基準を満たすために必要な改修を行うものであります。その他の工事につきましては、車庫オーバースライディングドアの修繕、高圧ケーブルの更新、脱衣室のエアコン更新、ろ過循環器のポンプ更新を見込んでおります。説明欄2につきましては、例年どおりのため、説明を省略いたします。3目老人福祉費、説明欄1、老人福祉費一般経費の一番下の行、敬老祝事業補助金2,166万円につきましては、対象者を1万4,440人と見込んでおります。説明欄2につきましては、例年どお

りのため、説明を省略させていただきます。97ページ、98ページを御覧いただきたいと思います。説明欄3、説明欄4につきましては、例年どおりのため、説明を省略いたします。説明欄5、避難行動要支援者支援経費の個別避難計画作成委託料、330件分の計画作成をケアマネジャー等に委託する費用として計上しております。説明欄6につきましては、例年どおりのため、説明を省略させていただきます。説明欄7、高齢者生活支援経費につきましては、3行目、労働者派遣手数料35万5,000円は、山北地区寝たきり高齢者移送サービスの運転員の派遣に対する費用で、シルバー人材センターへ派遣をお願いしております。利用者の減少により、前年度当初に比べて6万1,000円の減額であります。9行目、軽度生活援助サービス委託料600万円は、実績から見込み91万2,000円の減額といたしました。

保健医療課長 説明欄8、老人医療費助成経費につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。

介護高齢課長 説明欄9につきましても、例年どおりのため、説明を省略させていただきます。

保健医療課長 説明欄10につきましても、例年どおりのため、省略させていただきます。

介護高齢課長 説明欄11、そして99ページ、100ページになりますが、説明欄12、説明欄13、説明欄14につきましては、例年どおりのため、説明を省略させていただきます。

保健医療課長 説明欄15、後期高齢者医療特別会計繰出金ですけれども、こちらは人間ドックの費用助成を増額したことにより増額となっております。

介護高齢課長 説明欄16、介護保険特別会計繰出金12億9,109万2,000円につきましては、法定割合に基づき介護保険特別会計へ繰り出す市の負担分となります。前年度当初と比較して2,708万4,000円の減額となります。説明欄17から説明欄19につきましては、説明を省略させていただきます。101ページ、102ページを御覧いただきたいと思います。4目老人福祉施設費、説明欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費2,104万6,000円、2行目、工事請負費につきましては、2階教養娯楽室のエアコンを更新するものであります。説明欄2、説明欄3につきましては、例年どおりのため、説明を省略させていただきます。説明欄4、老人介護施設経費2,863万4,000円、2行目、指定管理料1,578万1,000円につきましては、上海府デイサービスセンターの基本協定による指定管理料745万円と、人件費の見直し、再積算による指定管理料833万1,000円になります。一番下の行、工事請負費1,255万3,000円につきましては、上海府デイサービスセンター空調設備更新工事ほか、デイサービスセンターの機械設備更新工事となります。

こども課長 2項1目児童福祉総務費の説明欄1、児童福祉費一般経費339万2,000円ですが、103、104ページを御覧になってください。主に事務補助の会計年度任用職員の報酬等を計上しております。また、一番最後の行で、令和8年度よりエアコン未設置で非課税の児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成対象者がいる世帯に対しまして、エアコンを新規で設置した場合に限り、上限5万円を補助するひとり親世帯向けエアコン設置費補助金を創設し、15万を計上しました。説明欄2、ことばとこころの相談室経費は2,203万2,000円を計上しました。主なものといたしましては、療育指導員4名と療育指導助手2名の報酬となります。説明欄3、こども家庭センター事業経費は1,275万8,000円を計上しました。主なものといたしましては、家庭相談員2名、事務補助員1名に係る報酬等及び育児・家事援助委託料となります。説明欄4、子育て事業関連計画策定経費につきましては、令和9年度を始期とした第4次保育園等施設整備計画策定に向けての保育園等施設整備計画審議会を3回予定して

おり、また令和6年度に策定しました村上市こども計画の初年度実績を評価するための子ども・子育て会議を2回予定しており、それぞれ委員報酬等を計上しております。

福祉 課長

説明欄5、特別児童扶養手当経費につきましては、支給に係る事務経費を計上しております。

こども課長

説明欄6及び105、106ページの説明欄7は、職員人件費ですので、説明を省略いたします。105、106ページを御覧になってください。2目母子父子福祉費の説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費は、令和7年度の実績見込みにより、前年度より37万3,000円少ない3,054万3,000円を見込みました。説明欄2、児童入所施設措置経費は、母子生活支援施設入所の母子1世帯分、206万8,000円を計上しております。説明欄3、児童扶養手当経費は、令和7年度の実績見込みにより66万8,000円増の1億8,044万1,000円を見込みました。説明欄4、母子家庭等対策総合支援事業経費については、前年度より258万9,000円減の220万8,000円を計上しました。3目児童措置費の説明欄1、保育園運営経費は1億3,287万4,000円減の12億6,867万7,000円となります。主なものといたしましては、保育園会計年度任用職員に係る報酬が1,295万円増の3億7,614万9,000円、あらかわ保育園及び向ヶ丘、みのり保育園に係る指定管理料が4,459万9,000円減の5億2,297万2,000円、工事請負費として保育園の空調等の改修に3,047万7,000円、また新規事業であります乳児等通園支援事業実施のため121万6,000円を計上いたしました。107、108ページを御覧になってください。説明欄2、通園バス運行経費について、通園バス9台の経費で5,684万3,000円を計上いたしました。説明欄3、統合保育園整備事業経費につきましては、改めて村上駅周辺まちづくり事業の大規模跡地利活用として、統合保育園を建設するに当たり必要となる土地造成の工事費、事業者に対する整備補助金の令和8年度分などを計上しております。109、110ページを御覧になってください。説明欄4から説明欄6は、例年どおりのため、説明を省略いたします。説明欄7、私立教育・保育施設等運営経費は、昨年度までの認定こども園運営経費、地域型保育事業経費、私立幼稚園運営経費として計上していたものを1つにまとめまして、私立教育・保育施設等運営経費とし、3億1,986万1,000円を計上しております。説明欄8から9は、例年どおりのため、説明を省略いたします。111、112ページを御覧になってください。説明欄10、物価高騰対応重点支援事業経費につきましては、長引く物価高騰による影響への支援といたしまして、保育園や幼稚園等に通う児童の保護者に対して給食費を無償化する関連経費を計上したものであります。主な経費といたしましては、公立保育園の3歳未満児及び私立の認定こども園、幼稚園等に通う児童の保護者が納入した給食費を支援する額として、緊急支援金2,715万3,000円を計上しております。説明欄11、児童手当支給経費につきましては、2,561万円減の8億3,951万2,000円を計上いたしております。説明欄12、13は、職員の人件費のため、説明を省略いたします。4目学童保育費の説明欄1、学童保育経費につきましては、616万6,000円増の2億403万2,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る報酬が9,151万3,000円、さんばく森のなかよし学童保育所に係る指定管理料が2,898万3,000円、神林学童保育所の業務委託料を4,348万3,000円、バス運行委託料を436万2,000円、自動車借上料を478万8,000円を計上しております。113ページ、114ページを御覧になってください。5目児童福祉施設費の説明欄1、児童遊園施設経費については、例年どおりですので、説明を省略いたします。説明欄2、

子育て支援拠点施設経費につきましては、屋内遊び場の運営に関する経費、また子育て支援拠点施設全体の施設管理に関する経費を計上しております。工事請負費として、駐車場等の整備を行うため、8,000万円を計上しております。

福祉 課長 3款3項1目生活保護総務費、説明欄1、生活保護経費につきましては、例年同様、生活保護に係る関係経費となります。続きまして、115、116ページをお開きください。説明欄2、生活保護総務費職員人件費につきましては、職員8人分の人件費となります。続きまして、3款3項2目扶助費となります。説明欄1、生活保護扶助費につきましては、前年度から2,114万5,000円の減となります。前年までの実績並びに動向を見据えまして、減傾向で積算をいたしました。続きまして、3款4項1目災害救助費につきましては、説明欄1、災害救助費につきましては、こちらは科目設置のための項目計上となります。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 4款1項1目、説明欄1、保健衛生総務経費です。こちらは、新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金ということで、県と連携した北里大学医学部地域枠の学生が4名となることや、村上総合病院への財政支援の拡充、村上市岩船郡医師会訪問看護ステーションの補助金などにより、前年度と比べて増額となっております。次のページとなります。説明欄2、健康づくり経費ですけれども、こちらは例年同様のため、省略させていただきます。説明欄3につきましても、例年同様のため、省略させていただきます。

福祉 課長 説明欄4、精神保健経費につきましても、前年と同様のため、説明を省略させていただきます。

保健医療課長 説明欄5、妊婦のための支給給付事業経費となりますけれども、こちらは会計年度任用職員の人件費や妊娠届出時、出産時に5万円ずつ支給する妊婦支給給付金等になっております。出生数の減少により、前年比より減額となっております。あと、説明欄8、保健衛生総務費職員人件費は、人件費のため、省略させていただきます。続きまして、4款1項2目、説明欄1、生活習慣病予防対策経費となりますけれども、新たに毎年1月に実施しております市民健康調査に係る印刷や封詰め作業に係る委託料、また骨粗鬆症検診を新たに実施することとなりますが、ほかの検診の受診者数の精査などにより、予算額はほぼ前年と同様となっております。続きまして、次のページ、119、120ページの説明欄2、歯科保健事業経費となりますけれども、こちらも歯科健診受診者数の減少が見込まれることから、前年度と比べて減額となっております。説明欄3、予防業務経費となりますけれども、こちらのほうも新たに定期接種に妊婦を対象としましたRSウイルス感染症や高容量インフルエンザワクチンが追加されますが、接種者の見込み数が減少していることから、こちらのほうも減額となっております。説明欄4、自殺予防対策事業経費となりますけれども、こちらは例年同様、ゲートキーパー養成講座などを予定しております。

こども課長 説明欄5、子どもの医療費助成経費は、令和7年度実績見込みによりまして、770万円減の1億4,007万5,000円を計上させていただきました。

福祉 課長 説明欄6、精神障害者医療費助成経費につきましては、例年同様、入院助成費と診断書作成助成費を計上いたしました。

こども課長 説明欄7につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。

保健医療課長 次のページ、121、122ページになりますが、説明欄8、母子保健経費となりますけれども、こちらは新たに5歳児健康診査を実施することとなりますが、妊娠届出数や出生数の減少により、こちらでも減額となっております。あと、説明欄9、妊産婦の医療費助成経費となりますけれども、こちらは例年同様となっておりますが、やはり妊娠届出数の減少により、減額となっております。説明欄10につきましては、人件費のため、省略させていただきます。次は、125、126ページとなります。4款1項5目保健衛生施設費となりますけれども、こちらは朝日保健センターの経費となります。例年同様となっております。続きまして、4款1項7目診療所費の説明欄1となりますけれども、休日急患診療所経費となります。こちらは、令和8年度から平日夜間の急患診療が村上総合病院へ移行集約することに伴いまして、看護師、医療事務員報酬、医師当番管理等委託料、施設維持管理等委託料の減額となっております。説明は以上となります。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

こども課長 8ページを御覧になってください。第3表、債務負担行為です。3段目、就学前教育・保育施設整備補助金ですが、村上市総合保育園施設整備の2か年事業に対して、令和9年度分について債務負担行為を設定するものであります。次の統合保育園木造木質化推進事業補助金ですが、こちらにも同様に村上市総合保育園施設整備に係るもので、木造木質化に係る補助金の債務負担行為となります。

保健医療課長 続きまして、新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金につきましては、1年生が卒業するまでの5年間の負担金となっております。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3款 民生費

(質疑)

長谷川 孝 90ページの生活困窮者自立支援の中でさっき説明を受けたのですが、社協とかワーカー、たしかこれみかんとかいうあれで、国か何かの伴走支援センターみたいなのが村上市で去年からできたようなことをお聞きしているのですけれども、ちょっとこの社会福祉協議会のみつばというのと、それからこの伴走支援センターみかんというの、ワーカーズコープ・センター事業団がやっているのと、それからいつも我々が一緒にやってもらえばいいのになと思っていたのが地域若者サポートステーションとかの総括的に支援をすればいいのではないかなと思っていたのですけれども、このみつばとみかんというのをちょっと具体的に説明をしていただきたいというふうに思います。

福祉 課長 みつばにつきましては、桜ヶ丘高校の同窓会館のほうで開かせていただいております社会福祉協議会が主体となって行っているものです。こちらにつきましては、なかなか社会に出られないひきこもりの方、並びにその御家族の方が集まって、まず自由にレクリエーション等を通じまして人の中に入っていく訓練であるとか、あと

は持っている悩みとかをそこでちょっと打ち明けていただいて、社会性を広めていただくというものでございます。一方、みかんさんのほうなのですけれども、こちらも対象としてはひきこもりの方等いらっしゃるのですけれども、直接出向きまして、そちらの全く出てこれない方とかに対しましてちょっとアプローチをかけていただいて、場合によっては伴走支援ということで、アウトリーチ的な形でやり取りをして、社会復帰を促していこうというものでございます。そこにサポートステーション等も含めまして連携を図るよう会議体等を持っておりますので、必要に応じて情報の共有を図って、それぞれの段階に応じてつなげていくというような形を取っております。

長谷川 孝 何年か前に木村課長のときにも、ひきこもりが村上市で500人ぐらいいるのではないかなというように、何とか調査してくれという話をずっとこの委員会でもしていたというような記憶しているのですけれども、この社会福祉協議会のみつばと、それから去年から始まったみかんというの、もしあれでしたら参加者数とか、そういうのが分かりましたら教えてもらいたいのですけれども。

福祉 課長 総合相談室長より答弁いたします。
総合相談室長 みつばについては、ちょっと今手元に数字がないので後ほどにさせていただきますが、みかんにつきましては、現在プラン化している方が4人、毎週もしくは2週間に1回等の訪問を行っております。なおかつプラン化できたものが4人なのですけれども、そのほかプラン化までには至っていないものがその倍ぐらい、大体10人前後で推移してきております。

長谷川 孝 ここのホームページを見ましたら、前は駅前のビルか何かでやっていたというのですが、その次に何かどこでやっているのだかというのがホームページ上は出てこないのですが、個人情報とかというののあれがあるから場所を明確にしないのか、その辺どういう形をこれから取っていくのか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

総合相談室長 今現在も開設当初と同じ場所でやってはおるのですけれども、田端町のお弁当屋さんの近くというか、歯科医院の近くというかなのですけれども、以前は2階の一角で業務していたのですけれども、今度1階の広いところになりまして、より支援対象者が来やすいような環境に、ちょっと場所は変わりましたが、基本的に同じです。

長谷川 孝 例えば電話か何かで相談を受けて、それでその人たちの戸別訪問とか、いろいろなやり方あると思うのですけれども、実際はどういうやり方をして相談する方を見つけるような形を取っているのでしょうか。

総合相談室長 みかんへの来所の仕方としては様々ございます。最近では知名度も広まってきたので直接いらっしゃって、みかんさんの職員に相談される方もいらっしゃいますし、総合相談室のほうでひきこもりの相談を受けて、うちのほうで紹介してそちらでされる方もいらっしゃいますし、あと先ほど言ったみつばのほうからもいらっしゃる方もいらっしゃいます。利用の仕方は様々です。

長谷川 孝 利用者みつばでどのぐらいなのか、まだ分からないので判断できないのですけれども、まだまだいっぱい潜在的な方はいるのではないかと思いますし、せっかくこれ、たしかみかんは1,000万ぐらい単費つけていますよね。何とか少しでもひきこもりの方が一般社会に出れるように、ぜひとも頑張りたいというふうに思います。お願いします。

渡辺 昌 90ページの民生児童委員経費についてなのですけれども、先般の一般質問で高田議員、かなり丁寧に説明されたのですけれども、ちょっと重複しますけれども、ちょっと聞かせてください。昨年末に改選というのですか、ありまして、新しくなった方が当初何人で、その後新たに未定だったところがまたなったという説明あったのですけれども、その人数の移動を教えてくださいたいのですけれども。

総合相談室長 一斉改選のごさいました令和7年12月1日で、地区民生委員が126人、主任児童委員が11人、計137人が決まりました。その後、今年の2月1日で7人が新たに就任いたしました。合計が144人ということになっております。

渡辺 昌 民生委員の方、なかなか成り手いなくて、年々なっていたくのが大変になっている傾向なのですけれども、特に今回はかなり、以前は朝日地区だとほとんど全部各地区で成り手いたのですけれども、今回は2集落ですか、あるそうなのですけれども、それで前から問題になっている民生委員の方の負担ですか、活動の負担、今回それに対応する対応策として協力員を設置するということなのですけれども、予算が20万で、その中身を教えてください。

総合相談室長 民生委員協力員制度でございますけれども、この後ちょっと民生委員の連合会と協議しながらになります、民生委員協力員としては一月およそ2,000円で、10人ですか、の予算を一応計上させていただきました。

渡辺 昌 どの地区に配置するとか、ある程度目ぼしい人選とか、そういうのは進んでいるのでしょうか。

総合相談室長 今後、民生委員さんのほうに希望を取りまして、配置という形になっております。基本的に民生委員のいるところに配置という形になります。

渡辺 昌 民生委員の方が協力員が欲しいというのか、手助けしてほしいという方が出ればそこに配置するということでしょうか。それともう一点、今年の2月の市報のところに民生委員の方、なられた方の一覧あるのですけれども、その一番下のところにQ & Aで、どんな人が民生委員になれるかという質問に対して、年齢や職業に制限はありませんがと書いてあるのです。たしか以前は年齢制限があったような気がするのですけれども。

総合相談室長 地区の民生委員に関しては原則75歳、主任児童委員に関しては原則65歳というものがあるのですけれども、それなりの活動意欲等が認められれば、基本的に年齢制限はございません。

福祉 課長 すみません、ちょっと補足させていただきます。全体的な民生委員さんの高齢化に伴いまして、県のほうとしましては活動意欲、体力等伴う方については再任を妨げないという形を取っております。したがって、以前は一定の年齢制限があったのですけれども、そこを超えても再任しても構わないと。また、地域の状況によっては新任であっても年齢制限を超えた方でも認められる方については任用して構わないというふうになっております。

渡辺 昌 細かいこと幾つかあるので、続けてそれでは。同じページの5番目、福祉総合相談事業経費の中の一番下にアウトリーチ・参加支援事業委託料ってあるのですけれども、これ先ほど歳入で副委員長の方から質問あった重層的支援事業の事業だと思うのですけれども、それでいいのですよね。

福祉 課長 そのとおりでございます。

渡辺 昌 それで、あんまり初歩的な質問で恥ずかしいのですけれども、先ほど対象となった課ごとに事業名挙げたのですけれども、その事業が自分の理解ではこのアウトリー

チ以外には探せなかったのですけれども、民生費の中の各課の事業の中にそれがみんな散らばっているというような理解でいいのでしょうか。

福祉 課長 ちょっと分かりにくいのですけれども、いろんな事業、事務事業の中ということで3款の中、一部4款に入っているのですけれども、それぞれ入っております。

渡辺 昌 それで、去年の暮れぐらいでしたか、新聞記事では重層的支援事業のことについて書いてあった記事あったのですけれども、それ見ますとなかなか、今3年目になるのですか、当初考えたものよりも運営していくのが大変で、人材の確保とか、国からの財政とかかなり厳しくなっていて、維持していくのが大変だというふうな記事だったように記憶しているのですけれども、今現在の市で取り組んでいる状態の、状況の課題とかありましたら教えてください。

福祉 課長 課題というよりは、まず村上市におきましては、この重層的支援体制整備事業始まる以前から横の連携並びに他機関、社会福祉協議会等をはじめ様々な機関との連携を取っております。そういった意味ではアウトリーチ事業等、国の国費が入ってくるということは、財政的なメリットはかなり大きかったという状況にございます。ただ今回、報道等なされまして、全国的には大幅な減額というふうになっておりますが、現在の試算のところ、本市におきましては大体70万程度の国費の減が想定されておりますが、こちらのほうにつきましては全体事業量が多いものですから、そこで十分カバーしていけるというふうに考えております。私ども、重層的支援体制を今後行っていく上では、やはり従来から言われております複合化した課題をどうやってひもといっていくかというのが非常に課題となっております、恐らく相談員の体制というのが今後増えていったときにどこまで対応できるのかという部分がちょっと今後の課題として出てくるだろうというふうに見ております。

渡辺 昌 次、お願いします。104ページのひとり親世帯向けエアコン設置費補助金、これ15万計上されているのですけれども、以前高齢者のエアコン設置で金額が少ないのでないかというかなりやり取りあったのですけれども、この15万円の内訳を教えてください。

こども課長 1世帯当たり5万円を上限として、3世帯を見込んでおります。

渡辺 昌 もう既に希望とかそういうのはあるのでしょうか。

こども課長 今のところ具体的な要望等はないのですが、昨年度児童扶養手当の受付、窓口で必ず受付をするのですが、その際に一応協力いただける方から要望を確認して、件数等を確認して、今回の事業を開始することになったという経緯がございました。

渡辺 昌 もう一点、106ページの一番下、保育園運営経費の中に保育士報酬が昨年度よりかなり減額になっていきますし、次のページのところに保育士派遣手数料、こっちももう半分近くになっているのですけれども、その辺の内訳と理由を教えてください。

こども課長 当初以降、途中入園を加味して必要保育数を今まで計上していたところなのですが、なかなか確保に至っていないのが現状でありまして、派遣労働の保育士さんも当初、昨年度9名の予算を計上させていただいたのですが、実際はもう三、四名程度しか集まらないような状況でしたので、今年度につきましては一応現状に合わせた形で予算を編成をさせていただいたところでございます。

渡辺 昌 実態に合わせた予算ということですか。分かりました。

上村 正朗 ちょっと聞かせてください。90ページの、ではせっかくだから4番の生活困窮者自立支援事業なののですけれども、何かこれ実績としてはどうなのでしょう。伸びているのでしょうか、それともどんなものなのか、6年度、7年度ぐらいで。

福祉政策室副参事（斎藤） 7年度のデータ手元にございますので申し上げますと、7年度のほうが4月から1月までの件数で、新規の相談受付73件ということで、毎月7件から8件程度の相談、プラン件数のほうもおおむね毎年40件程度ということで、大体100件前後ということで、大体同じ数ぐらいの方が相談に来ているというような状況になっております。

上村 正朗 ありがとうございます。続いて、次の5番の福祉総合相談事業経費の中の子ども若者総合サポート会議の委員報酬で41万出ていますけれども、子ども若者、いわゆるこわかですね、会議でどういったことが検討されて、具体的に何かどういう事業をやっているのか、その辺ちょっと御説明いただきたいと思います。

総合相談室長 こわかサポート会議でございますけれども、一番上に代表者会議というのがありまして、サポート会議の方向性を決めるものがありまして、その下に部会が幾つか、就労の関係ですとか、要対協の関係ですとか、幾つか部会があって、それぞれの活動をしているという構成体になっております。

上村 正朗 よう分からない説明ですけれども、要はサポステとか、みかんとか、そういうのを含めて子供、若者の現状とか、現状を踏まえた課題というか、対策とか、そういうことを考えているという理解で、要対協ですから、虐待の関係とかもあると思いますけれども、そんな感じなのでしょうか。

福祉 課長 以前、子ども若者総合サポートの関係につきましては法律が制定されまして、年代別の切れ目ない支援、これが求められまして、幼年期からおおむね40歳手前ぐらいまで、こちらひきこもり等々も含むのですけれども、そちらの方々の切れ目ない支援を目的として、各事業体が集まって合議を行う。それぞれ見合ったサポートを連携して支援続けていくというのが趣旨であります。本市もそれにのっとっておりまして、各協議体、事業体というのを連携するような形で、総括で一番上の会議で全体会という形で設けておりますし、それぞれ部会という形で活動しております。

上村 正朗 了解しました。続いて、6番目、介護職員人材確保推進事業経費なのですが、昨年の一般質問でも取り上げさせていただいて、現場は非常に介護人材が不足をしているということで、予算がどうなるのかなというのはちょっと楽しみではないですけれども、関心を持って見ていたのですけれども、何か去年より減っているのですよね、30万ぐらいで。なので、10期の計画に向けていろいろ現状を把握したり、もうちょっと時間かけてやっていただくのかなという気ではいるのですけれども、何かこの介護人材不足が深刻な状況の中で減るとというのがちょっとよく分からないのですけれども、その辺どんな理由だったのか、すみません。

介護高齢課長 制度といたしましては、昨年と同様の制度を設けておりまして、ただ予算の関係については若干ということ、若干減ってしまっているということでございます。ちなみに、今年度の実績、3月2日現在で申し上げますと、執行額としましては166万円ということで、人数にしますと延べになるのですけれども、いろんな段階というかありますので、延べで13名支援をさせていただいております。今おっしゃったように次年度、来年度から今度第10期計画を策定準備入るわけでございますが、私どもの認識としてもやはり非常に厳しい状況だということは思っておりまして、ただ財源等もございますので、その辺も考慮しながら、できればもう少し充実した制度になるように取り組んでまいりたいと思っております。

上村 正朗 ぜひ次の計画に向けて取り組んでいただきたいと思います。続いて、92ページの9番の障害福祉費一般経費の中で、課長の説明の中で育成医療受給者交通費助成金、新

規っておっしゃったと思うのですが、新規なので、皆さんどういう制度、私も分からないのでちょっと教えていただければと思います。

福祉 課長 こちらのほうにつきましては、育成医療をしている18歳未満をお持ちの親御さんに対する通院助成費となります。育成医療の対象となる方につきましては、障害未満であって、このままいきますと障害が発生する、もしくは重度化するといった方につきまして、各種矯正、歯科矯正であるとか、あと股関節の手術とか、そういったものが該当してくるのですけれども、そういった方の医療につきまして、この辺の近隣の医療機関ではなかなか対応できないと、どうしても新潟市まで、新大病院とかそういったところまで行かなければならないという方が、どうしても通院費の負担が発生しております。こちらにつきまして、今現在県のほうも議会のほうで恐らく議論されていると思うのですが、それに先行しまして、こちらのほうは今のところ単費として予算を計上させていただいております。中身としましては、4,000円の補助を6回、15人ということで計上させていただいておりますが、実態としましては、ここ数年、10人前後が該当となっております。15人とした理由は、年度途中での重複の部分、こちらが発生した場合の対応ということで15人ということにしておりますし、この6回の根拠につきましては、大体2か月に1回の通院が行われているという実態からするものです。なお、4,000円の根拠としましては、こちらはガソリン代の実費計算並びに高速料金、こちらのほうを加味しております。以上です。

上村 正朗 よく分かりました。非常に御本人、子供さん、当人と保護者にとって非常に温かなきめ細かな制度で、非常に感心いたしました。主要事業説明書に書いてもいいぐらいの立派な制度だというふうに思います。大変ありがとうございました。それともう一つ、いいですか。障がい者計画を作るわけですが、4回やるということで、スケジュールをちょっと、最初いつ頃やって、どのぐらいでというのをちょっと。

福祉政策室長 一応3月に県から方針が示されますので、それに基づいたアンケートをうちのほうで案作りまして、夏前には1回目を開催しまして、その後アンケート集計しまして、また秋にもう一回、そして年末に1回と最終的に3月に開催予定ということで、年4回ということで計上させていただきました。

上村 正朗 大変ありがとうございました。もうあまりあれですけれども、94ページの障害者自立支援経費で、障害福祉サービス費が非常に予算が増えているということは聞いているのですけれども、これ当然ニーズに対応して増えているので非常にいいことだと思うのですけれども、就労継続Bを利用されている方の中でも一般就労できる方がたくさんいらっしゃるという話もいろんな方から聞いているので、御本人の選択ということもありますので、何が何でも一般就労ということではないと思いますけれども、やっぱりそっちのほうに行ける人はそちらのほうに移行するような支援をしていかないと、この福祉サービスの予算が増えること自体駄目だとは言えないですけれども、こっちのほうの圧力も増えるのかなと思うのですけれども、一般就労に向けての支援というのはどんなものなのでしょう。

福祉 課長 なかなか御本人の利用希望というのが優先されるのでこういった形になっておりますけれども、一方委員も御存じのとおり、村上、岩船の自立支援協議会、こちらのほうの就労支援のほうの関係で、企業の方々を中心にすずなというネットワークを組んでおります。こういったところで就労していただく側といいますか、企業側の

ほうの受入れをどんどん促進させることによって、利用者側のハードルを下げることが今重要ではないかということで取り組んでおります。

上村 正朗 そうですね。予算がどうこうというよりも、その方の適正だとか希望だとか、そういうことで一般就労できる方はつなげてやっていただきたいと思います。では、残り1つぐらいにしておきます。102ページの真ん中ぐらい、老人介護施設費で、これ指定管理料、去年の当初が754万7,000円が1,500万になっているわけですが、上海府の指定管理料が増えるというのはお聞きしましたが、社協のほうを含めて、その辺もう一度ちょっと、両方どのくらいずつ、理由も含めてお聞かせいただければと思います。

介護高齢課長 先ほども御説明いたしましたのに付け加えてということでございますが、指定管理料としまして1,578万1,000円計上させていただきました。今委員おっしゃるように、もともと上海府デイサービスセンターにつきましては、利用料金併用型ということで、指定管理料自体がございまして、それで基本協定による指定管理料につきましては745万円、こちら上海府デイサービスセンター、あと昨年度から毎年人件費を見直すということになっておりまして、そちらのほうの人件費の再計算によって833万1,000円の指定管理料計算されているのですけれども、上海府デイサービスセンターについて122万9,000円で、社協さん5施設につきましては710万2,000円が人件費の毎年の見直しによる再計算によるもので計上させていただいております。

川村 敏晴 108ページになります。民生費全般でいいのだよね。通園バス運行費のところなのですが、運転業務委託料なのですが、これ1社ですか。何社かなとかということなのですが。

こども課長 1社です。

川村 敏晴 名前、あれだったら。企業名。

こども課長 株式会社イドムです。

川村 敏晴 あと、ここの経費で出ているのかどうかあれなのですが、要は今大分なくなってきたというか、当市でも前にあったのですけれども、子供の降ろし忘れ、園児の。通園時の対策を何らかの形でするというふうな、機械的なものを導入するのかなのかなんていうふうな部分で、その後の結果、ちょっとあんまり聞こえてこなかったもので、今どうなっているのかなというふうなことで、例えば園児が1人寝ていて降ろせなかったら機械的なブザーが鳴るとか云々とかという、そういう対策は具体的に取っているのかなというのが疑問で聞きたかったのですけれども。

子育て支援室長 園児バスについて、例えばまだ園児が残っていますよという、そういったことが自動的に分かるような装置、機械ではありませんが、運行において降ろし忘れの防止の機械を全ての車両に設置しておりまして、運転員または添乗員が必ず走行後にバスの後ろまで確認をしに行く。降ろし忘れがないか確認をする。確認したら、一番最後尾のところにボタンが、解除ボタンというのですか、降ろし忘れがないということを確認したボタンがありまして、それを押すことによって警報が解除されるというのですか、そういったような装置は全ての車両に設けております。

川村 敏晴 例えば車両の後ろ行って、そのボタンを押さないと発進すると警報が鳴ると、チェックをしたかしないかの確認の警報ということですか。

子育て支援室長 その確認をしてボタンを押さないと、走行終了時に警報が鳴るというような仕組みになっております。なので、必ず確認をして、確認終了ボタンを押すことで警報が鳴らずに走行が終了できるというような仕組みになっております。

川村 敏晴 利用する車両全部についてということですね。分かりました。では、その下、3番になりますが、統合保育園の件、これいろいろ問題になっていますが、現状、指定管理等の募集は始まっているだろうと思うのですが、指定管理者が確定するのは、予定日としていつになっていましたか。

こども課長 指定管理ではなく、民設民営ということで今募集をかけているところです。最終的に4月の27にプレゼンテーションをやる予定でおりまして、5月12に事業候補者の決定をするというふうな流れとなっております。

川村 敏晴 いろいろ前に所管事務調査でも意見として出ていた部分なのですが、やはりプレゼンテーションで事業者を選定するときに、前回の過ちを繰り返さないために、建築のプロ、専門家を選定委員に入れなくてはならないのではないかと、理事者側もそのような意見が出ていたかなと思うのですが、その辺については具体的にメンバーについては確定していますか。

こども課長 全員協議会でも説明をさせていただいたところではあるのですが、委員ではなくてアドバイザーとして国土交通省、北陸地方整備局の営繕担当の職員からアドバイザーになっていただいて、いろいろ御指導いただくというふうな流れになっております。

鈴木分科会長 しばしお時間いただきたいと思います。すみません。90ページの7の市民後見推進事業経費であります。今の現状と今後の村上市の第1号という、そういう市民後見人も出るやに聞いておるのですが、その実態と現状をお聞かせいただければと思っておりますが。

介護高齢課長 包括支援センターの副参事に答弁いたさせます。

地域包括支援センター副参事（志田） 市民後見人の養成と今の現状についてお話しさせていただきます。市民後見人の誕生に向けて取り組んできたところなのですが、昨年12月に実は第1号の市民後見人が誕生いたしました。市民後見人の活動形態としては、まだ市民後見人のフォロー体制というところが未整備なところがありますので、今回は社会福祉協議会が監督人という形で市民後見人が選任されたところであります。今後の課題のところなのですが、市民後見人、まだまだ村上市でも第三者後見人の担い手不足というところが課題の一つでもありますので、そこについてはやはり市民後見人の活動についてはフォロー体制というところが必須なところがあります。それについては、今後専門的なフォロー体制を整備していくということで、今後検討していく予定であります。

鈴木分科会長 まだ付け加えありますか。

地域包括支援センター副参事（志田） すみません、今現在、市民後見人の候補者名簿に登録している方は17名になります。

鈴木分科会長 ありがとうございます。これからまた、これから来る情報センターのほうで皆さんにということでお披露目と含めて、市民の皆様方に後見人制度についてのお話があるということでございまして、それを機にさせていただきましてやっていただければと思っておりますし、また新たな第何期になるのですか、その方々の育成も併せて今後の中で行われていくのでしょうか。

地域包括支援センター副参事（志田） 今ほどお話しいただきましたように、この3月に成年後見セミナーを開催し、次年度、また市民後見人の第4期の養成講座を開催する予定であります。以上です。

鈴木分科会長 それで、今後佐渡市でも先進的な格好の中で市民後見人制度ということが今されて

おりまして、当村上市でもその市民後見人を目指している方々、また市民後見人の登録をされている方のサポートセンター的なものをできればどちらかのところでサポートセンターの発足も含めて、今後行っていただければなおのことよろしいかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

介護高齢課長 確かに市民後見人、裁判所のほうから選任をされるためにはバックアップ体制が重要だということは認識しておりますので、今後第2号、第3号の市民後見人を選んでいただくためにも、そのように取り組んでまいりたいと思います。

鈴木分科会長 よろしく願いいたします。続きまして、98ページであります。これまた介護高齢課でございますが、高齢者の就業機会確保経費、シルバー人材センターの補助ということでありまして、今やはりなかなか年金生活も大変ということでありまして、根本的にそれはしていただかなければならないことではありますのですが、それで高齢者の就労というか、お勤めがやはり多くの人たちが今現在やっておられて、70代、80代等々の方々も、今そちらの職を目指して、職を実施しておるのですが、今のシルバー人材センターの登録数とか、そういう就業の状況、そういうまた逆に依頼状況というか、その辺りちょっと分かりましたらお聞かせいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

介護高齢課長 会員数につきましては、令和6年度末で889名会員数がございまして、令和5年度と比較すると若干減っているような状況でございます。あと、業務量といいますか、そちらにつきましては、ちょっと受注件数であるとか、実際の就業の実人員ということ、延べ人員ということで報告を申し上げますと、令和6年度の数字なのですが、けれども、請負と派遣事業あるのですけれども、請負のほうでありますと、6年度ですと4,356件で、携わっている就業の延べ人員でいいますと8万651名でございます。ただ、こちら村上地域シルバー人材センターですので、本市だけでなく、関川村の会員の方も含まれての数字でございます。

鈴木分科会長 ありがとうございます。やはり年金生活云々とか、なかなか生活のほうでプラスアルファの世界でなければという方々も多くございまして、その辺りで一般就労という格好の中で勤めるのも年齢の制限等々もあったりすることではありますので、これから逐次その辺りも要望と合わせて進めていただければ幸いだと思いますので、その点よろしく願いいたします。今度はこども課のことでございまして、108ページ、保育業務支援システム使用料ということでありまして、システム環境の今整備等々も併せてされておりますのですけれども、現在そのシステムを導入しまして、第1弾、第2弾ということで年々システムを上げていくような格好であるのですが、今実際現場ではそのシステムを活用した格好の中で、その利点というか、今まで以上にその点はよかったという格好で、また保育業務に対しても、保育士さんたちもほかの雑務というかあれですが、そこら辺りの解消も含めてだという目的の中で発足しておるのですが、その点はいかがでしょうか、今現況は。

子育て支援室副参事（菅井） 保育業務支援システムに関してなのですが、名称がコドモンと申します。目的が2つありまして、今おっしゃった保護者向けというか、の部分と、保育士の部分があります。保護者のメリットとしては、一番は利便性、今まで電話でやり取りしていたものがスマホでやり取りできるので、時間を気にせずやり取りができるものもありますし、あとは写真とかウェブ上で買ったりもできます。保育士側に関しましては、今まで紙でやっていたものがペーパーレスになって、タブレット上でできることになっています。保護者のやり取りもタブレット、スマホでやり

取りできますので、労力の軽減につながっております。時間外も実際は減っているのですが、まだ検証中なので、細かな事務等は今も検証中であります。その浮いた時間を保育の質を上げるために、保育の振り返りであったり当てて、保育業務の支援システムのＩＣＴのシステムに役立てております。以上です。

鈴木分科会長

ありがとうございました。そういうシステムの活用を重点的に行っていただきながら、保育の本来の姿で保育士さんたちがそういう子供たちを見守る、本当の業務に日々精通していただくように、これからはそのシステムを活用して、その点でまたもう一つという格好の中で、常に現場との中で検討しながら、システムのまた向上みたいな格好でやっていただければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。もう一点よろしいでしょうか。これもこども課でありまして、112ページであります。学童保育経費ということで、これ所管これから学校教育等々も関わってくるのかと思っておりますが、まずはこれから統合、学校統合になって、学童保育もその隣接しているところであれば一番の話なのですが、二、三これから変わってくる状況でありますし、7年、8年の中で各合併等々の学校も方向性を出していくということでありまして、現在そこを見守りながらその次の段階だということでもありますのですけれども、空き校舎等々例えば隣接のところの校舎を活用させていただいたりとか、そういう学童保育の在り方というか、施設の在り方も含めて、今後これはこれからの政策管理になりますでしょうか、その辺りもちょっとお聞かせいただければと思っておりますが、お願いします。

政 策 監

やはり学校統合に伴って学童保育の場所についても検討してまいらなければならないという意識はございます。まさに公共施設のマネジメントプログラムの中で、活用が可能な施設についてはしっかり行政目的で活用できる部分は活用していくということになりますので、そういった点で幅広い方法の中からしっかりと適切な施設というのを選んで活用してまいりたいというふうに思っております。

鈴木分科会長

福祉 課長

どうぞよろしくお願いいたします。以上でよろしい。ありがとうございました。すみません、先ほどの長谷川委員からの御質問の中で、令和6年度のみつばの実績ということでありましたので、ちょっとお答えさせていただきます。延べ人数で1,013人。ちなみに、こちらにつきましては、直接ひきこもりの方だけではなくて、その御家族の方、並びに属性を問わないことにしておりますので、一部市外の方も含まれております。胎内のほうから来られる方も含まれております。以上です。

第4款 衛生費

(質 疑)

長谷川 孝

歯科衛生費というのか、例えば高齢者の歯科とかの何かを推奨したりしていた時期ありましたよね。実は村上の旧村上市で、歯医者、岩船だと井伊さん、それで瀬波のほうで村井さん、それから駅前で本間、もう私どものうちでかかった歯医者、みんなこれ閉院しているのです。それで、紹介状みたいなのをもらったのだけれども、実際、例えば私の場合には歯石を取るのを1年に2回やっているわけです。それで、中には設備を新しくするのがお金かかるからやめたという人も中にはいるわけなので、その紹介状をもらっても、どこにそういう設備あるのかというようなのがなかなか分かりにくくて、その辺に関して私も市民から相談を受けて、どこどこに行っていたのだけれども、どうすればいいのだろうとかという人が多かったので、その辺の対応というのは保健医療課として何か考えたのでしょうかというのを。

- 保健医療課長 実際開業医さん、歯科医院が閉院していくということは実際伺っております。ただ、それに対して今何か対応しているかという、特別対応しているわけではないのが現状でありますし、大体一般的な歯石除去とか、一般的な治療についてはどの歯科医院でもできるものと認識しています。
- 長谷川 孝 中には、やはり自分が行ったところが、紹介状持っていったら、今まで例えば本間歯科医院で半年に一遍来てくれて言われていたのに、そのとおりにしてもらいたいと言っても、いや、そんな都合のいいわけにはいきませんとか言われたとか言って、行きたくないとかいう人も中には出ているので、その辺ちょっと注視して、よろしくお願ひしたいと思います。
- 渡辺 昌 120ページの3番目の予防業務経費の一番下に新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金650万、昨年度も840万ぐらい上がっているのですけれども、この中身を教えてください。
- 保健医療課長 こちらの対象者の方は、3名の方が対象となっております、医療費医療手当を支給される方が3名と、お一人の方が障害年金を受給されているということで、この金額となっております。
- 渡辺 昌 毎年それだけ出ているということですよ。
- 保健医療課長 この方、この方たちは、1回認定を受けて、引き続き治療をしているというふうな方になります。
- 上村 正朗 なければ、116ページの保健衛生総務経費、村上総合病院への財政支援の関係ですけれども、私の計算が間違っていなければ、7年度の当初予算が2億5,036万6,000円、8年度が3億3,974万2,000円で、総額8,937万6,000円の増ということで、もちろん地域医療には大事な大事な病院ですので、必要な支援をするのに反対するものではなくありませんけれども、幾つかちょっと教えていただきたいのは、公的病院等運営費補助金が5,800万ほど増えていますけれども、これは中身はどんなものなのか教えてください。
- 健康医療政策室長 この運営費補助金につきましては、令和7年度6月補正で一旦2,000万ほど増額させていただいております。というのは、病床数が下がって、かえって補助金額が上がったと説明させていただいたものです。プラスしまして単価が上がったこと、特別交付税に関する省令の算定の単価が上がったこと、また村上総合病院では断らない救急というのを方針としておりまして、救急病床を増やす予定であります、4月1日から。ということで、それも算式に当てはめると、増額の要因となっております。
- 上村 正朗 それとあと、厚生連病院経営安定化事業補助金の7,000万ですけれども、これは昨年度は緊急支援事業補助金、緊急のやつがもう恒常的に恐らくなるのかなと思うのですけれども、そういう、去年も4,000万でしたから、途中、プラスすると7,000万でしたか、そうすると大体7,000万ぐらい、8年度も同じ考え方で支援するということがよろしいでしょうか。
- 健康医療政策室長 この補助金につきましては、厚生連病院が所在する6市で構成します地域医療連携推進協議会というのがございまして、その中で、まずそれぞれの病床に沿った形で金額を割り出しまして、それを3か年は維持していこうと、7、8、9年度は維持していこうという方針にしております。また、名称を令和7年度は厚生連病院緊急支援事業補助金という名前でしたけれども、2年目にもなるということで、事務方のほうでこのような名称で統一して変更しようということでしたものでござい

ます。以上です。

上村 正朗 それと、今年の新規で2つ、2本出ていて、初期救急平日夜間というのは平日の夜間、村上病院さんでやっていただけるということのお金だと思いますけれども、公的病院等訪問看護事業補助金というのは、村上病院、今までも訪問看護やっていたような気がするのですけれども、これはどういう目的なのでしょう。

健康医療政策室長 これにつきましては、訪問看護につきましては、公的病院等ということで、これも公的病院の特別交付税に関する省令に関わるものなのですけれども、村上総合病院が僻地医療拠点病院に指定されております。そうした病院が行う訪問看護事業につきましては特別交付税の対象となります。それを踏まえまして、村上総合病院からも要望を受けておりまして、8割充当ということになりますので、村上総合病院における訪問看護事業の収支の赤となった部分について補助を行おうというものであります。

上村 正朗 ほかに、村上病院のことではなくて、村上市岩船郡医師会の訪問看護ステーションの補助金も170万ぐらい新たに出ていますけれども、訪問看護の供給量が足りないということでやってくださいということでお願い、これをやって、もっと供給量を増やすというか、そういう趣旨でしょうか。

保健医療課長 村上市岩船郡医師会訪問看護ステーションに関しましては、設立の成り立ちからして、これは旧村上市のほうから村上市岩船郡医師会のほうに設立を要望した経緯があります。その中で、赤字が生じた場合は補填してくださいということで話がありました。今までは赤字になることはなかったのですけれども、今民間の事業所も実際この村上市内に7か所できまして、設立当初は本当に村上総合病院と医師会の訪問看護ステーションしかなかったのですけれども、今民間事業所も増えてきました。利用者数も事業所が増えると1つ当たりの事業者が受け持つ担当人数も若干減ってきているというところで、今回、令和8年度、医師会のほうの訪問看護ステーションが赤字になる可能性があるということで、今回初めて要望がありまして、170万ほどの予算を計上させていただきました。

上村 正朗 民間が力つけてきたのだったら、そっちに何か任せたらどうかなという気もするのですけれども、そういう将来的に向けて、その辺の見直しの検討とかというのはどうなのでしょう、やっているのでしょうか。

保健医療課長 この村上市岩船郡医師会の訪問看護につきましては、運営委員会がありまして、そちらのほうで先日やはり協議を行いました。村上市岩船郡の医師会の訪問看護ステーションは、みとりに今力を入れているということで、実際、今年度、大学病院、がんセンター、新発田病院などから、終末期といいますか、ターミナル期の方の訪問看護の依頼も受けていて、やっぱりそういうニーズが最近出てきているというところで、その辺にも力を入れていながら運営をしていきたいというふうな希望もありました。今回、またもうしばらくちょっと様子を見ながら、またこの在り方については検討を続けていくというふうな話で、先日の運営委員会のほうでは話がありましたので、今後やはり動向というか、収支を見ながら、在り方については引き続き検討していくということになっております。

上村 正朗 分かりました。最初に言いましたとおり、地域にとってとても大事な病院なので、市としての支援をしていくことには全くやぶさかではないのですけれども、基本的に医療機関の運営を支えるというのは、私はやっぱり国と県の責任をきちんと果たしていただければ、市がいろんな地元に密着したような事業を支援するのはありま

すけれども、経営安定化のようなことを市がやるのは本来おかしいと思いますけれども、それが状況なので、これではいいのですけれども、先ほど言った3億3,900万、3億4,000万の支援の、例えば特別交付税が幾らぐらい来るのかとか、国の補助金が、交付金がどのくらい入るのかとか、一般財源で見なくてはいけないのがどのくらいだとか、あとは厚生連村上総合病院の収支と、収支改善に向けた取組がどうなっているのかとか、できればこれは議会のほうの受入れのあれもありますけれども、全員協議会か何かで、全員協議会というか、厚生連村上総合病院の収支とか収支改善に向けた取組、それと市の支援のさっき言った財源的な内訳みたいなものも議会にも説明していただきたいし、やっぱり市民に対しても説明していただきたいと思うのですけれども、ぜひそういう病院のほうに要請していただくというか、ということはあるのでしょうか。

保健医療課長 病院のほうとはいろいろな意味でやり取りをしておりますので、またそういう要望があるということは伝えておきたいと思います。

鈴木分科会長 母子保健の経費等々についてでございます。122ページ、保健医療課の方にお伺いたします。新規の事業の中で5歳児健康診査ということで、今回導入されるということで、県のほうでも逐次その辺りの推進もされておって、当村上市でもそのような格好の中で受けていただくところでございまして、今本当に子供の特性、本当に早期のうちの把握していただきながら、やっぱり特別、特性に合わせた適切な支援等々につなげていけばということでありまして、これ保健医療課だけでなく、福祉課等々も横断的な中で、その点も含めて今後努めさせていただければと思っております。以前は3歳児健診である程度ということでありましたのですけれども、またそこで5歳児健診ということでありまして、その辺りで、より明確な形の中で、信頼されながらつないでいけるという、いいあれだと思っておりますのですが、その辺りいかがでしょうか。

保健医療課長 5歳児健診に関しましては、保健医療課だけでなく、こども課、学校教育課とも連携しながら、今準備を進めております。こども課も学校教育課も含めまして協力的で、一緒に今制度、体制に向けて構築しているようなところですので、あとはまた終わった後のカンファレンスといいますか、その辺も充実させながら、よりよい方策といいますか、支援に向けてこちらのほうもいろいろ内容を充実させていきたいと思っております。

鈴木分科会長 よろしく願いいたします。その点は横断的な形の中でやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それと、保険経費の中で、産後ケアも含めまして、やはり低体重児のケアとかもこれからやっぱりあるのかなと思っておりますし、大事な不妊治療費でも何組かの方がお子さんをもうけたいというのですが、一生懸命何年越しの中で行われているということでもありまして、その辺りも含めてケアに対して、また引き続き、より一層その辺りも重点的に行っていただければと思っておるのですが、その辺りいかがでしょうか。

保健医療課長 今年度というか、令和7年度会計年度任用職員ではありますけれども、助産師を採用することができました。この助産師が新生児の訪問を行っておりますし、必要に応じて助産師と担当保健師とで新生児訪問を行って、必要な方についてはフォローをしておりますし、助産師が入ることで、やはり産後1か月、やはりすごく母乳に関することとか相談の内容に対して、こちらのほうの支援する側も充実していると感じておりますので、その辺も含めて、また引き続き支援体制整えていきたいと思

っております。

鈴木分科会長 引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

長谷川 孝

今日のところではなくて、昨日の議長からの話がありました。もう議長から3回ぐらいごみのことについて話があったのですが、昔の話するとあれなのですけれども、合併前に柏尾から猿沢に行く林道の柏尾―猿沢線で、大きい冷蔵庫とかテレビとか谷底に放り投げてあったと。こんなのもう徹底的にやっぱり調べなければ駄目だということで、そのときには朝日の方がもし対象者だったらどうするのだとかっていろいろ考えたのだけれども、そんなこと言っていないで、とにかく冷蔵庫だったら冷蔵庫の記号を見ると誰が買ったか分かるということで、徹底的にやったことがあります。それで、佐藤宮吉さんも委員だったのですが、最終的には誰があれ放り投げて投棄したかといったら、柏尾の方だったということで、でもそれやっぱり見つかったことによって、それから全然なくなった。ということは、いかにやはり最初が重要であるかということだと思います。日本はインバウンドで、今非常に観光客もいっぱい来ているし、村上もユネスコの文化遺産とかお祭りの件になったりしているので、多分これから増えるのではないかと思いますし、日本人のいいところというのはやはり非常に親切だということと、それから日本中どこに行っても道路がきれいだとか、そういうのがやっぱり一つのステータスになっているわけですから、何とか我々もきちんと調べて、それで民地なのか、どこなのかということも調べながら、特に委員で荒川の方が2人、委員でいるので、その方にも話を聞きながら、ちょっと調べていければなというふうに思いますけれども、対応もやっぱりしていかなければ駄目だと思いますのですが、どんなものでしょうかということです。

川村 敏晴

これ大分前の話になるのですが、荒川地区の今、昔養蚕やっていて、ワラビ園を運営しているところにある建設業者が不法投棄をして、住宅資材を袋に詰めたの、かなりの量を捨てられたということで、我々も人力でやるには大変な量だったので、当時地元の建設業者が地域貢献云々というボランティア活動の中でそれを回収していただいたということがあったのですが、やはり行政サイドだけの力ではなかなか対応しづらい部分、それからやはりその後、そのエリアを、そのワラビ園を運営する方たちが道路脇をレンゲを植えたり、桜植えたりして整備をしたのです。そういう整備することによって、そういう投棄物が完全には言い切れないところもあるのですが、大型な投棄が非常に減っていったと。物が捨てられたままにしてあると、そこに重ねて投棄していくというふうな習性が人間にあるというか、そういう形のところが非常に多いのかなというふうなことで、今長谷川委員言うように、やはり初期段階でしっかりと対応をするということの重要性というのは私も感じますし、そこに行政とやっぱり地域の情報の交換だとか、そういうような連携体制づくりをしながら、地域活動、共生の一環で、市民協働の活動としてやっぱり定着するような、そういう立てつけがあってもいいのかなというふうな、今のお話を

聞いて感じました。以上です。

長谷川 孝

議長の話だと、荒川インターのインターの近くの辺とか、それから7号線だったら7号線の田んぼの周辺とか、そういうところを何とかこう、いや、ここはやっぱり捨てられないなとかいうところがやっぱり、例えばコンビニでもたばこがポイ捨てになっていれば自分もしてもいいのでないかというふうに錯覚いくような形ではなくて、とにかく村上はすごくきれいだから、自分から進んで捨てるような感じにならないような、そういうような何かいい方法があればいいなというふうに思うのですが、何かないものかなと思って。議長が言い出しっぺですから、議長にもちょっと話聞いて。

三田 議長

昨日お話をしました。以前は、パトロールしていただいたからなくなるということではないのですけれども、非常に今北前船、そして昨年は村上祭りの屋台行事等々で非常に注目を集めている村上市の中で、特に雪消えとともに非常に車で市役所来るときの、いわゆる高速道路のインター近所、以前私どもの荒川胎内インターのところのちょっと先に私の地域へ下りる道路あるのですけれども、あそこ本当に直らないというようなことで、以前、今議会ではございませぬけれども、何回か前の議会でもお話ししたら、荒川の支所でどういう対応をしていったらいいのか、結構一生懸命やってくれたのだけれども、以前と変わらないというようなことで、私も昨日もちょっと帰ってから散歩したのですけれども、市道周辺でも空き缶、ペットボトル、本当に目を覆う、生活物、袋に入れて、スーパーの買物袋みたいなものでポイ捨てしたとかというのは、もう本当に大変な状況で、私帰ったとき、村上のインターまでは全然、ほとんどないですわ。ないけれども、郊外へ行くと、そういう状況にあるということで、本当にこれ、同じ人が捨てているのかどうか分かりませんが、とにかく今、春近づいてきたらひどい状況です。やっぱりこういうことは、単にごみを捨てるというのではなくて、やっぱり人間の心のことにも影響するのでないかなというようなことで危惧しています。等々考えられないような犯罪も起きているし、子供が親をあやめたとか、親が子供をあやめたとか、幼児の虐待だとか、そういうところにも結局こういうことがつながっているのかなというようなことで非常に危惧して昨日も発言をさせていただきましたけれども、ぜひみんなで知恵を出し合って、とにかくそういう議会でも、美化条例ですか、こういう結局非常に村上市、先ほども言いましたけれども、ユネスコの遺産というようなことでも非常に注目を集めているので、議会でも美化条例というか、そういうものも考えてもいいのかなと思って、今いますし、行政にもぜひとも、昨日は副市長に振りましたけれども、副市長も管内ぜひ見て歩いて、現状がどこにあるかということを認識していただいて、庁内でもお話をいただければありがたいかなと言いました。大変ありがとうございます。

鈴木分科会長

ありがとうございます。本当にまさしくこの問題に関しては、市民意識、国民意識というか、その辺りも含めまして、全庁で、また村上市全体で、教育の面もあろうし、全体の中で統一した形の中で、教育等々もさせていただきながら、親御さんも、そしてまた高齢者の方々ももちろんのことですが、全市民挙げてこの問題に対しては着目していただきながら、ルールの確保、そしてまたこれから皆さんで協力して、その辺りを監視していくことも必要でありますし、持ち帰りということでもありまして、よその国の人の批判をするのではなくて、村上市民、そしてまた日本国民の中では本当に基本的な問題だと思いますので、私どももその辺りも含めまして、こ

れから取り組んでいかなければならないと思っております。以上です。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否態度の発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午後 2時50分)